



平成21年2月23日

各 位

会 社 名 日本綜合地所株式会社
管財人 西丸 誠
管財人 澤野 正明
(コード番号： 8878 東証第一部)
問 い 合 せ 先 更生管財人室 高井 裕二
電 話 番 号 03-5789-5200

当社及び当社子会社の会社更生手続開始決定に関するお知らせ

当社、当社の連結子会社である日綜不動産株式会社及び日綜ハウジング株式会社は、平成21年2月23日午後3時、東京地方裁判所から会社更生手続開始決定を受け、同時に調査委員による調査命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけするところとなり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。今後につきましては、東京地方裁判所から選任されました下記の管財人のもと、従業員一同、事業の再建に向けて全力を尽くして参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続開始決定及び調査命令

(1) 日本綜合地所株式会社

平成21年（ミ）第10号会社更生手続申立事件（平成21年2月5日）について、平成21年2月23日午後3時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がされ、同時に調査命令が発せられました。

(2) 日綜不動産株式会社

平成21年（ミ）第11号会社更生手続申立事件（平成21年2月5日）について、平成21年2月23日午後3時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がされ、同時に調査命令が発せられました。

(3) 日綜ハウジング株式会社

平成21年（ミ）第12号会社更生手続申立事件（平成21年2月5日）について、平成21年2月23日午後3時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定がされ、同時に調査命令が発せられました。

2. 管財人及び調査委員の氏名（3社共通）

管財人		西丸	誠
管財人	弁護士	澤野	正明
管財人代理	弁護士	田汲	幸弘
		同	竹林 俊二
		同	朝田 規与至

同 古川 和典
同 金 哲敏
調査委員 弁護士 多比羅 誠

3. 会社更生法による今後の予定（3社共通）

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| ①更生債権の届出期間 | 平成21年4月6日まで |
| ②認否書の提出期限 | 平成21年6月1日 |
| ③更生債権等の一般調査期間 | 平成21年6月5日から平成21年6月12日まで |
| ④管財人選任に関する意見についての
書面提出期間 | 平成21年3月16日まで |
| ⑤管財人の報告書（会社更生法84条1項）
等の提出期限 | 平成21年3月30日 |
| ⑥更生計画案の提出期限（関係人） | 平成21年7月3日 |
| ⑦更生計画案の提出期限（管財人） | 平成21年7月17日 |

（注） 上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

以 上